

# 「税務システム等標準化検討会固定資産税ワーキングチーム（WT）」

## 第8回帳票印字項目 WT 議事概要

日時：令和3年6月18日（金）10：00～12：00、13：15～15：00

場所：WEB 開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

佐々木 塔子	東京都	主税局	資産税部	固定資産税課	電算指導班総括	課長代理
大隅 勉	浜松市	財務部	資産税課	主幹		
山岡 智行	神戸市	行財政局	税務部	固定資産税課	調整担当	係長
天田 功	前橋市	財務部	資産税課	副参事		
大川 孝明	三鷹市	市民部	資産税課	資産税係	主事	
神部 碧衣	飯田市	総務部	税務課	主査		
木塚 智徳	富士市	総務部	情報政策課	主査		
伊藤 貴俊	豊橋市	財務部	資産税課	主事		
北村 長武	南国市	税務課	課長補佐兼資産税	係長		
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）					企画部担当部長
古根川 聡美	地方税共同機構	システム部	システム企画グループ	課長		

### 【欠席者】

橋崎 裕樹	三条市	総務部	税務課	係長（午前・午後欠席）		
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室	室長（午後欠席）			
三木 浩平	内閣官房	情報通信技術総合戦略室	政府 CIO 補佐官（午後欠席）			

（総務省）

古川 大樹	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐		
中谷 明博	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐		
畠山 祐	総務省	自治税務局	固定資産税課	係長		
國金 建佑	総務省	自治税務局	固定資産税課	主査		
白石 順四郎	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官		
田畑 圭章	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官		
間宮 将大	総務省	自治税務局	企画課電子化推進室	課長補佐		

### 【議事次第】

1. 償却以外：印字項目について「4月の全国意見照会結果への対応方針」及び「オプション項目の整理」
2. 償却：前回 WT の残件対応のご報告

### 【意見交換（概要）】

1. 償却以外：印字項目について「4月の全国意見照会結果への対応方針」及び「オプション項目の整理」

■帳票 No. 7\_家屋（補充）課税台帳（閲覧用）項目 No. 25 現況情報 共用部分の床面積（㎡）

- 事前照会にて、「現況情報における共用部分の床面積（㎡）」を印字していない団体が多数を占めているが、印字している東京都からは専有床面積に応じた按分共用床面積が何㎡であるかを表示する必要があるとして意見を受けている。事務局方針としては、本項目を削除することと整理したいが、区分所有家屋の床面積に係る印字項目はどのような項目を設けているかご教示ください。
- 区分家屋の専有床面積、専有部分に係る共用床面積、それらの合計面積として3つの区分を表記しており、専有床面積（登記/現況）、共用床面積（登記/現況）、合計面積（登記/現況）という6個の枠を設けている。
- 当市も現況床面積として1項目を設けており、専有部分と共用部分を合算した床面積を印字している。
- 他団体の状況もお伺いしたい。
- 同様に、専有部分に加えて、共用部分も合算した印字である。
- 同様である。
- 承知した。現況床面積としての欄を設けて、内訳として専有部分と当該専有部分に係る共用部分を備考欄に記載するような整理とする。

■帳票 No. 58\_名寄帳兼（補充）課税台帳 項目 No. 4 共通 通知書番号

- 事前照会にて了承いただいたため、本項目は、備考に「スペースのみを設けて欄を設けない」と記載した上で、「実装すべき項目」とする。なお、本帳票を発行する際に、文書番号若しくは通知書番号を印字しているか確認させてください。

(WT 構成員回答状況)

印字している：5団体

印字していない：4団体

不明：1団体

- 印字する宛名番号とは、納税義務者番号と同義か。
- 御認識の通り。年度ごとの発行に際して、通知書番号は印字されていない。
- 当市では、所有者コードと宛名コードと納税通知書に記載する通知書番号が同一であるため、納税義務者を特定する付番はあるが、個別の通知書に対しての付番は印字していない。
- 同様に、納税義務者番号が印字されているのみである。
- 通知書番号のみを印字しており、宛名番号は印字していない。通知書番号は、宛名ごとかつ年度ごとに付番されている。
- 年度ごとに異なる番号が付番されることもありうるということか。どのような意図か。
- 御認識のとおり。宛名が変わらなければ、同じ通知書番号が付番される可能性もあるが、宛名の構成員が変更した場合には、異なる通知書番号となる。例えば、共有者が同一であっても、持ち分が変更した年度は前年度と異なる番号が付番される。この名寄帳兼（補充）課税台帳に印字する通知書番号は、納税通知書に印字している通知書番号と同一である。
- その通知書番号を印字しなくとも業務上の支障はないか。
- 何らかの特定可能な番号が印字されていれば問題ないと思うが、宛名番号であれば他税目と共通した番号になり、個人情報の特정이容易となることも懸念している。

→ 承知した。印字されている通知書番号については、本帳票においては印字項目外として整理する。

## 2. 償却の議題：前回 WT の残件対応のご報告

### ■帳票 No. 90 減免決定通知書 追加検討③ 償却資産 固定資産税 減免措置の開始期又は開始日

- 本帳票に、償却資産の評価額と減免類型等の項目が無かったため「実装すべき項目」として追加する。  
このうち、事前照会では「減免措置の開始期又は開始日」について、考えが異なると回答をいただいたため、理由をお伺いしたい。
- 現在の当市の帳票では償却資産に関する項目を印字していなかったため、考えが異なると意見したが、「実装すべき項目」として追加することで差支えない。
- 承知した。本項目についても、「実装すべき項目」として追加する。

以上